

# シーベの商学大辞典の簿記と関連項目（大陸法Ⅰ）

百瀬 房徳

## I 序

ドイツへとイギリスからもたらされた簿記に加えて、フランスおよびオランダからもたらされた簿記、即ち、「会計期間ごとの商業帳簿の完結」を基礎とする「ドイツ式簿記」が展開された。この簿記を「大陸法」と称する。

この簿記の特徴は、“仕訳なくして、勘定への転記なし”を基礎とする。したがって、最終的に決算に際しても、仕訳を通じて「損益勘定」を作成し、さらに、仕訳を通じて「残高勘定」を作成する。この意味で、最終的に、仕訳をせずに「貸借平均表」を完成する英国法とは異なる。当論文では、「現金仕訳帳」に至るまでの諸帳簿について、シーベに従って論じている。加えて、共同経営（Societät）が展開されると、経営規模の拡大、社会の諸制度の発展にともなって、簿記もこれらに対応することになる。その際、様々な勘定が展開されるとともに、最終的には、資本金の処理にも対応を余儀なくされる。

当論文では、特に、大陸法とその簿記の社会への対応について論ずることとする。

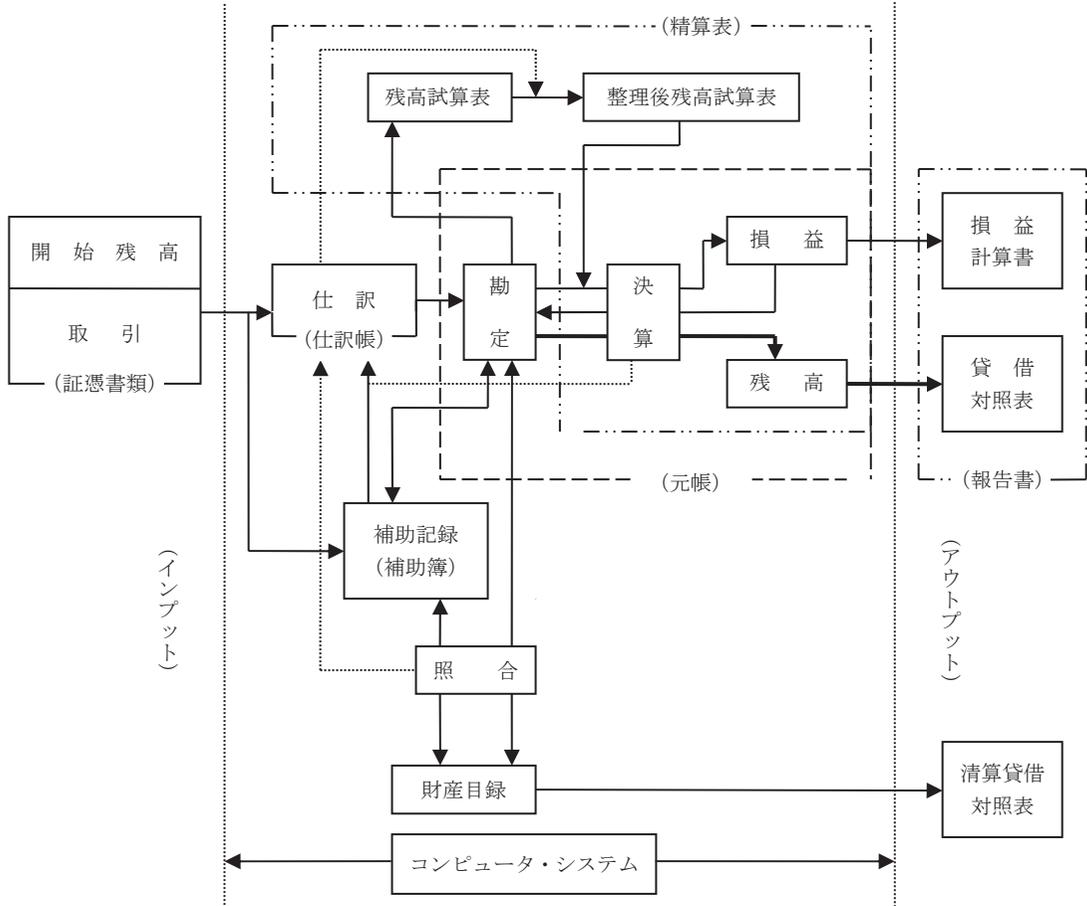
尚、シーベの論文の引用は本文の中で括弧により示す。

## II ドイツ式簿記（大陸法）の体系

シーベは、ドイツ式簿記（大陸法）には、もうひとつ、フランスおよびオランダよりもたらされ、完成した「複式簿記」があるとする。（s.177～178）この簿記はイギリス式簿記とは異なり、「会計期間ごとの会計帳簿の完結」という特徴をもつ。したがって、この簿記は、「仕訳なくして、帳簿間および勘定間での記録はない」。それ故、開始財産目録に基づく日記帳および現金帳にしたがって、勘定を単位として、仕訳帳において仕訳をし、その仕訳により元帳の諸勘定へ転記する。さらに、一方の勘定から他方の勘定への転記についても仕訳がなされる。最終的に、決算に際しても、決算仕訳を行い、損益勘定および残高勘定が作成される。このような複式簿記の体系は「図表-1」の通りである。

図表-1

複式簿記の体系  
(大陸法)



(注)

- 1) 「会計期間ごとの商業帳簿の完結」および「一貫し仕訳を通じて勘定へ記入」する。
- 2) 仕訳帳と元帳における諸勘定の残高の合計は一致する。
- 3) 損益勘定と損益計算書とは異なる。前者は勘定そのものを集計したものであるが、後者は報告のために要約したものである。
- 4) 残高勘定と貸借対照表とは異なる。それは上記(3)と同様。
- 5) 清算貸借対照表は、破産時に返済能力を示す対照表である。

### III 開始財産目録

シーベは、イギリス式簿記、即ち、ジョーンズのイギリス式簿記を撰取して、もうひとつ、「ドイツ式簿記」を提唱している。このドイツ式簿記では、事業開始に際して、イギリス式簿記のように、事業

への現金の出資より取引を開始しているのではなく、「継続事業」について取引を開始している。この開始に際して、「開始財産目録」を作成している。(s.177およびs.181) この事例は「図表-2」の通りである。

図表-2

開始財産目録

Jannar, den 1sten, 1836			
Inventarium I.			
Unserer Gemeinschaftlichen Handlung.			
-----			
Activa.			
I. An Baaren Gelde.			
In vershiedenen Münzsorten . . . . .	4960	—	—
II. An Wechseln.			
Fr. 1320. —, pr. 19. Febr., auf Belisle u. Camenir in Paris, à 79 . . .	347	14	5
III. An Waaren.			
14 Baiien Carolina=Baumwolle, G.C. Nr. 16—29 Btto. 5040			
Tara 200 (4%)			
Retto 4840 à 7 1/2Gr.			
1512. 12.			
352 Ballen f. Brasil. Caffè ;			
Nr. 1— 170. } 312 — 380. } 410 — 513. }	Btto. 1831 Tara 707		
Netto. 17612 à 5 1/4Gr. : 3852. 15.			
2 Both Baumöl			
s. Nr. 19. Btto. 20 1/2 — Ta. 102			
23 18 1/2 26 89			
Btto 39 : 26 Ta.. 191			
Tara 1 1/2 26			
Netto 37 1/2 . . . . . à 14 525. — . —			
210 Stück Blauhholz, 40 1/2 : . . . . . à 3 2/3 148. 12. —			
172 Geldholz, 30 1/4 : . . . . . 8 1/2 à 3 2/3 111. 4. 10			

IV. An Mobilien	6149	19	10
Der Werth der übernommenen Handlungsgeräthschaften beträgt	147	8	—
Laut Verzeichniß : . . . . .			
V. guten Debitoren.			
Aug. Mertens in Hanburg :			
Bco. Mrk. 2795. . . . . à 149	1388.	4.	5
Jan van Maen in Amsterdam:			
Holl. Cfl. 8812. 50Cs. . . . . à 138 :	4864.	12.	—
George Demelles in London :			
L. 103. 12sh. . . . . à 6	18	2724.	7. 2
T. C. Planer in Erfurt :	751	8.	—
	9728	7	7
Belauf der Activa :	21333	1	10
<b>Passiva</b>			
An Creditoren.			
Paolo Bechio in Triest :			
Conv. Fl. 2964. —, à 101 :	1995.	18.	—
Louis Rossignol in Lyon :			
Frs. 3968. —, à 79 :	1044.	21.	9.
Theod. Mühler u. Sohn in Cöln :			
Pr. Crt. Thlr. 522. 28. à 103 :	507.	16.	10.
Belauf der Passiva :	3548	8	10
Reines Handlungsvermögen :	17784	17	—
Wir sagen : Siebzehntausend siebenhundert vier und achtzig Thaler, siebzehn Groschen hiesige Wechselzahlung, welchen Belauf mir als richtig anerkennen.			
Leipzig, am 1 Jan. 1836.			
Wilhelm Guswald.			
Theodor Guswald.			

この前期から引き継ぐところの開始財産目録は、シーベによれば、日記帳および現金帳へと転記される。その際、財産目録は、上下で、借方 (Activa) と貸方 (Passiva) に区分されている。借方では、現金、手形、商品、用具、および債務者が、貸方で

は、債権者が記載されている。したがって、ここでは資産と負債が記載されている。「図表-2」のように、借方 (資産) 21333Rthlr. 1Gr. 10Fl. と貸方 (負債) 3548Rthlr. 17Gr. —. の差額は、2名の事業者 (共同経営者) の資本額と一致している。

#### IV 日記帳および現金帳

##### (1) 日記帳における開始財産目録とその後

継続する事業では、開始財産目録の作成より始まる。この財産目録は、事業としては、前期の財産目録の調整後に作成されたものである。そして、さらに、日記帳および現金帳へと受け継がれる。

日記帳の形式は、左から右へと、日付欄、数量欄、摘要欄および金額欄より構成されている。特に、摘要欄では、最初に、2段にわたって仕訳が示されている（仕訳帳的日記帳）。前段階は借方を示し、末尾にそれを示す記号、項目が1つの場合には“Soll”が、複数の場合には“Sollen”が付けられている。それに対して、後段は貸方を示し、頭にそれを示す記号“an”がつけられている。

開始財産目録から最初の日に日記帳へ振替えられており、借方と貸方が合計で示されている。その際、資本金勘定を相手の勘定として仕訳の形式で示している。資本金勘定は、シーベでは、出資者が複

数であり、それぞれ固有名詞を用いて示されている。それ故、統括勘定としての「資本金勘定」はみられない。2名の資本金勘定で仕訳がなされているのである。したがって、共同経営（Societat）による事業経営が想定されている。これはプロイセン一般国法による規定に従った取扱いであることを意味する。ここでは、したがって、日記帳では、開始において下記のように示されている。

資産勘定	Sollen
an A 資本金勘定	・ ・ ・
an B 資本金勘定	・ ・ ・

A 資本金勘定	Soll
B 資本金勘定	Soll
An 負債勘定	・ ・ ・

以下、日記帳は、時とともに、下記の形式で取引が記録されてゆく。日記帳のシーベによる事例を示すと「図表－3」の通りである。

図表－3

日 記 帳

1836

Folgende 8 Debitoren Sollen an nachstehende 2 Capital=Conto  Unserm heitigen Inventarium 1. zufolge, ubernahmen wir von unserm Vater, Carl Guswald, an Handlungsvermögen, IN baargelde, Wechseln, Mobilien und guten Schuldnen bestehende, wie folgt :  von Cassa.  Für den baaren Geldvorrath von : ・ ・ ・ ・ ・ 4960. —. —.  von Wechseln.  Für einen vorrathigen Wechsel : ・ ・ ・ ・ ・ 347. 14. 5.  von Waaren.  Für sammtliche vorrathige Waaren : ・ ・ ・ ・ ・ 6149. 19. 10.  von Mobikien.  Für die uns ubergebenen Handlungsgerathschaften : ・ ・ 147. 8. —  von Augst Mertens in Hamburg.  Für Rechnungssaldo: Bec. Mk. 2795. — à 149 : ・ ・ ・ 1388. 4. 5.				
---	--	--	--	--

von Jan van Maen in Amsterdam. Für Rechnungssaldo : Holl. Cfl. 8812. 50. à 138 : . . . . 4864. 12. —.			
von Georg Demelles in London. Für Rechnungssaldo : L. 403. 12. à 6 Thlr. 18 Gr. : . . . . 2724. 7. 2.			
von A. C. Planer in Guswalds. Für Rechnungssaldo : . . . . . 751. 8. —			
an Capital=Conto Wily. Guswalds.	21333	1	10
Für dessen Antheil an sämtlichen obigen Debitoren, zur Halfte : 10666. 12. 11			
an Capital=Conto Theod. Guswalds. Für dessen Antheil an sämtlichen obigen Debitoren, zur Halfte: 10666. 12. 11			
21333. 1. 10			
1			
Nachstehende 2 Capital=Contoën Sollen an folgende 3 Creditoren. Für die, zufolge Inventarium I vom alten Geschäft übernommenen Glaubiger, als : an Paolo Vecchio in Crist. Für Rechnungssaldo : Conv. Fl. 2964. — à 101: . . . . 1995. 18. 3 an Louis Lossignol in Lyon. Für Rechnungssaldo : Frs. 3968. —. A 79 : . . . . 1044. 21. 9. an Theod. Muhler u Sohn in Cöln. Für Rechnungssaldo : Pr. Crt. Thlr. 522. 28. a 103 : . . . . 507. 16. 10.			
von Capital=Conto Wily. Guswalds.	3548	8	10
Für Antheil desselben an obigen Creditoren, zur Halfte : . . . 1744. 4. 5.			
von Capital=Conto Thod. Guswalds. Für Antheil desselben an obigen Creditoren, zur Halfte : . . . 1744. 4. 5.			
3548. 8. 10.			

## (2) 取引に係わる仕訳

開始仕訳が行われ、以後、取引の記録が開始される。この日記帳は、上述のごとく「仕訳帳的日記帳」である。ジョーンズのように、貸借の一方だけを示す仕訳ではなく、シーベでは、貸借両建てで仕訳が行われている。帳簿の上段では、取引の仕訳が

示されている。そして、その下段で取引の詳細が示されている。この取引の詳細が日記帳の役割を果たしている。このようにして、仕訳の機能と日記の機能を兼ね備えているのが「仕訳帳的日記帳」である。この仕訳帳的日記帳の事例は「図表-4」の通りである。

		1		
	Wily. Loser in Chemnitz	Soll		
	an Waaren.			
	Für die ihm, nach Auftrag, durch Fuhrmann Specht von dort,			
	In selbst zu bedingender Fracht, gesandten : Ctr. Leim . . . a 11 Thlr..		33	— —
		2		
	Wechsel	Sollen		
	an Aug. Mettens in Hamburg.			
	Derselbe übermacht uns die bestellten : Conv. Fl. 2964. —. Pr. 11. Febr.,			
	auf Antonio Pezzali in Triest, à 149 : . . . Bco. Mrk. 3978. 8. 5.			
		A 149 : . . .	1976	— —
		3		
	Paolo Vecchio in Criest	Soll		
	an Wechsel.			
	Für unsere Rimesse, pr. 11. Febr. , auf Antonio Pezzali dort,			
	Conv. . . . . Fl. 2964. —. —.			
		à 101 . . .	1995	18 3
		4		
	Lehnau u. Co. in Oschatz	Sollen		
	an Waaren.			
	Sandten ihnen, nach Verlangen, durch ihr eigenes Geschir :			
90	Ballen f. Brasil. Caffè p.s. Nr. 190.	Btto. 4711 Ta. 181		
		Netto 4530 à Gr. 1132. 12		
34	Stück Geldholz, 6 Ctr. . . . .	à 4 1/4 25. 12.		
		Ziel 2 Monate : . . . .	1158	— —
		5		
	Waaren	Sollen		
	an Emil Hund in Altenburg.			
	Für seine Rechnung über die mit gewöhnlicher Fuhrgelegenheit			
	an uns abgesandten :			
27	Ctr. Leim . . . . .	à 9 1/3 Thlr. . . . .	252	— —

6	<p>Wechsel Sollen</p> <p>an Jan van Maen in Amsterdam.</p> <p>Für unsere Tratte auf diesen à 1 Monat dato, O-A. W. Grimel à</p> <p style="text-align: right;">Holl. Cfl. 3200. —. —.</p> <hr/> <p style="text-align: right;">à 138 : . . . .</p>	1766	—	—
6	<p>Cassa Soll</p> <p>an Wechsel.</p> <p>Verkaufen hier gegen baar : Holl. Cfl. 3200. —, 1 Mt. dato, O/A.</p> <p>W. Crimel, auf Jan van Maen in Amsterdam, à 138 1/2 : . . . .</p>	1772	19	2
7	<p>Waaren Sollen</p> <p>an Cassa.</p> <p>Für Fracht und Spesen auf heute von Altenburg, mit gewöhnlicher Fuhrgelegenheit, hier eingetroffenen Leim :</p> <p>Fracht von 27 Ctr. à 10 Gr. . . . . 11. 6. —.</p> <p>Gämtliche Unkosten : . . . . . —. 18. —</p>	12	—	—
9	<p>Gust. Weinert in Daumburg Soll</p> <p>an Waaren.</p> <p>Seinem Auftrag gemäß sandten wir ihm heite, durch Fuhrmann Clär v. Erfurt, in lohn à. 10 Gr. pr. Ctr.</p> <p>Both Baumöl, s. Nr. 19. Btto. 20 1-2 Ta. 102</p> <hr/> <p style="text-align: right;">Netto 19 1-2 8 . . . . à 16 313. 3. 11.</p> <p>Sack mit 1 Ctr. Leim : . . . . . 11. —. —.</p>	324	3	11
10	<p>Waaren Sollen</p> <p>an Cassa.</p> <p>Kaufte gegen baar hier ein :</p> <p>Pfd. Canaster : . . . . . à 15 Gr. 25. —. —.</p> <p>Pfd. Maryland=tabak : . . . . . à 4 3/4 Gr. 190. —. —.</p>	215	—	—

		11			
Wechsel Sollen					
an Cassa.					
Für heute hier baar eingekaufte : Frs. 2076. —., pr. 20. Febr., auf					
Rougeot et fils in Paris	・ ・ ・ ・ ・	à 79 1/8	547	13	1
		12			
Cassa Soll					
an Waaren.					
Für die an Verschiedene gegen baarverkaufen :					
Stück Geldholtz, 10 Str.	・ ・ ・ ・ ・	à 4 1/4			
` Baumholtz, 9 3/4	・ ・ ・ ・ ・	à 4 1/4			
Ctr. Leim	・ ・ ・ ・ ・	à 11	160	22	6
		13			
Speditions=Conto Soll					
an Cassa.					
Auf die von W. Loser in Chemniß heute eingetroffenen 4 Kisten					
Katune für Karl WEnyel in Weißenfels yahlten wir an Fracht und					
Unkosten, wie folgt :					
Fracht von Botto. 8 1/2 Ctr.	・ ・ ・ ・ ・	à 16 Gr.	5. 16.		
Unkosten hierauf	・ ・ ・ ・ ・		6	—	—

シーベの日記帳の事例は1ヶ月に渡って示されている。ここでは、後半については割愛させていただく。最後のところで決算に係わる記録があるので、再び取り上げることにする。

### (3) 仕訳帳における決算仕訳

仕訳を通じて事業の活動の結果としての「損益勘定」および「残高勘定」が作成される。

シーベは、第1に、残高勘定(Bilanz=Conto)へ13項目が借方へ仕訳を通して振替えられており、6項目が貸方へ仕訳を通して振替えられている。その仕訳は下記の通りである。

借方への振替仕訳：

残高勘定、借方

(貸方) 資産勘定 ・ ・ ・ × × × × ×

貸方への振替仕訳：

負債・資本金勘定、借方

(貸方) 残高勘定 ・ ・ ・ × × × × ×

第2に、損益勘定(Gewinn=und Verlust=Conto)へは、貸方へ3項目が仕訳を通して振替えられており、4項目が仕訳を通して借方へ振替えられている。その仕訳は下記の通りである。

貸方への収益勘定の振替：

収益勘定、借方

(貸方) 損益勘定 ・ ・ ・ × × × × ×

借方への費用勘定および

利益の資本金勘定への振替：

損益勘定、借方

(貸方) 費用勘定および資本金勘定

・ ・ ・ × × × × ×

「残高勘定」および「損益勘定」について、シーベの事例を示すと「図表-5」の通りである。

## V 日記帳における決算記録

### (1) 決算財産目録

決算に際して、「決算財産目録」より、直接、貸借平均表を作成するのではなく、仕訳を通して「残高勘定」を作成している。その方法は、「仕訳帳的日記帳」を作成する方法で記録されるのではなく、日記帳と仕訳帳をそれぞれに分離した方法を採用している。それ故、仕訳帳は独立した存在となっている。(s.187)

シーベは、第1に、「残高勘定」の借方へ13項目が、そして、貸方へ4項目が振替えられる。その仕訳は下記の通りである。

最初に、

残高勘定、 借方  
(貸方) 13勘定 . . .

次に、

4勘定、 借方  
(貸方) 残高勘定 . . .

第2に、「損益勘定」の借方へ3項目が、貸方へ2項目が振替えられる。その仕訳は下記の通りである。

最初に、

損益勘定、 借方  
(貸方) 3勘定 . . .

次に、

2勘定、 借方  
(貸方) 損益勘定 . . .

第3に、資本金勘定では、引出金について、出資者ごとに当座勘定 (Conto Corrente) が設けられている。この当座勘定は、決算に際して、資本金勘定の控除項目として資本金勘定 (出資者勘定) へ振替えられる。引出金の仕訳は下記の通りである。

現金を事業から引出したとき、

個人の当座勘定、 借方

(貸方) 現金勘定 . . .

当座勘定について、統括勘定である資本金勘定より控除するとき、

資本金勘定、 借方

(貸方) 個人の当座勘定 . . .

第4に、損益勘定では、収益より費用が小さく、即ち貸方の方が借方より大きいとき、この差額は利益を意味し、したがって、資本金の増加を意味する。そして、この差額は、個人の資本金勘定へ振替えられる。その仕訳は下記の通りである。

収益項目の損益勘定への振替；

収益項目の勘定、 借方

(貸方) 損益勘定 . . .

費用勘定項目の損益勘定への振替；

損益勘定 借方

(貸方) 費用項目の勘定 . . .

第5に、最終的に、残高勘定が作成される。ここでも、仕訳が行われる。まず、借方へ資産の勘定が残高勘定へ振替えられる。その次に、負債および個人の資本金勘定へ振替えられる。それを仕訳すれば下記の通りである。

資産の諸勘定の残高勘定への振替；

残高勘定、 借方

(貸方) 資産の諸勘定 . . .

負債および個人の資本金勘定への振替；

負債および個人の資本金勘定、 借方

(貸方) 残高勘定 . . .

尚、シーベでは、決算に際して、資産および負債を含むところの財産目録を作成する際に、評価については論述はあるが、事例ではみられない。

シーベの上記の事例は「図表-5」の通りである。

31				
<b>Bilanz Soll</b>				
<b>an folgende 13 Creditoren.</b>				
Behufs des Bücherabschlusses belafften wir Erste zu Gunsten der				
Letztern für die Bestände ihrer Rechnungen :				
an Cassa :	2202. 12. 8.			
an Waaren :	6246. 23. 1.			
an Mobilien :	147. 8. —			
an Jan van Maen in Amsterdam.				
	Holl. Cfl. 4421. 89. . . . .	2442. 2. 7.		
an J. E. Planer in Erfurt :	2051. 8. —.			
an Louis Rossignol in Lyon				
	Frs. 915. 76. . . . .	247. 6. 2.		
an Lehnau u. Co. in Oschatz :	1158. —. —.			
an Carl Launig in Weißenfels :	357. 4. —.			
an Osker Mellenbach in Weimar :	1623. 6. —.			
an Gottfield Weeren in Naumburg :	2068. 6. —.			
an Aug. Maler hier :	68. —. —.			
an C. G. Meißner in Weißenfels :	1856. 8. —.			
an Solter u. Co. in Frankf. a M.				
	Wgld. Fl. 13. 26. . . . .	8. —. 5.	20476	12 11
31				
<b>Folgende 4 Debitoren Sollen</b>				
<b>an Bilanz.</b>				
Behufs des Abschlusses unserer Bücher belasten wir Erstere zu				
Gunsten der Letztern, für die Bestände ihrer Rechnungen:				
von Aug. Mertens in Hamburg				
	Bec. Mrk. 1183. 8. 5. . . . .	587. 19. 7.		
von Theod. Mühler u. Sohn in Cöln,				
	Preuß. Crt. 5. 1. —. . . . .	4. 14. 6.		
von Emil Gund in Altenburg. . . . .	252. —. —.			
von T. W. u. D. G. Lange in Bremen,				
	Ld'or 1057. 45. . . . .	1163. 9. 4.	2007	19 5

<b>31</b>			
<b>Folgende 3Conten Sollen</b>			
<b>an Gewinn und Verlust.</b>			
Für Gewinn auf nachstehende Conten erkennen wir leßtere			
Rechnung , unter Belastung der Erstern :			
von Wechself . . . . .	43. 23. 9.		
von Waaren . . . . .	1075. 6. 8.		
von Spditions=Conto . . . . .	—. 16. —.	1119	22 5
<b>31</b>			
<b>Gewinn und Verlust Sollen</b>			
<b>an folgende 2 Conten.</b>			
Für den Verlust auf diese Conten belasten wir Elstere zu			
Gunsten der Leßtern :			
an Handlungskosten . . . . .	142. 8. —.		
an Disconto . . . . .	3. 13. 11.	145	12 11
<b>31</b>			
Wily Guswalds Capital=Conto Soll			
an Wily. Guswald, conto corrente.			
Für Uebertrag des Bestandes leßterer Rechnung auf erstere . . . .		155	— —
<b>31</b>			
Theod. Guswalds Capital=Conto Soll			
an Theod. Guswald, conto corrente.			
Für Uebertrag des Bestandes leßterer Rechnung auf erstere . . . .		135	— —
<b>31</b>			
Gewinn und Verlust Sollen			
an folgende 2 Capital=Conten.			
Für den reinen Geschäftsgewinn belasten wir ersteres Conto			
Zu Gunsten der Leßtern, welchen wir denselben zu gleichen			
Hälften zu schlagen :			
an Wily. Guswalds Capital=Conto.			
Für die Hälfte : . . . . .	487. —. 3.		
an Theod. Guswalds Capital=Conto.			
Für die Hälfte : . . . . .	487. —. 3.	947	— 6

		31			
Folgende 2 Capital=Conten Sollen					
An Bilanz.					
Behufs des Abschlusses der Elstern belasten wir dieselben					
Zu Gunsten der Leßtern :					
Von Wily Guswalds Capital=Conto.					
Für den Bestand :		· · · · ·	9224.	8.	9.
Von Theod. Guswalds Capital=Conto.					
Für den Bestand :		· · · · ·	9224.	8.	9.
			18468	17	6

## (2) 現金帳

現金帳は、日記帳より派生した帳簿で、現金取引のみを扱った帳簿である。(s.180)したがって、日記帳は、現金帳で記録する以外の取引のみが記録される。日記帳のシーベによる事例では、現金を伴う取引も記録されているので、日記帳単独でも取引を記帳するのは可能である。

現金帳は、シーベによる事例では、記帳の内容

は、日記帳のそれと同様である。ただし、現金帳の形式は、勘定のそれと同様である。その勘定は、借方に「現金の入」、そして貸方に「現金の出」に区分して記帳している。

さらに、現金帳は、仕訳の形式を内包しており、「仕訳帳的現金帳」となっている。シーベによる現金帳は下記の「図表-6」の通りである。

図表-6

		Cassabuch								
		Cassa—Conto			1836			Haben		
Soll								Haben		
Jan					Jan					
	1	<b>an 2 Capitl=Conten</b>				7	<b>von Waaren</b>			
		Für den übernommen baaren Bestand : · · ·	4960	—			Für Fracht und Unkosten auf Leim von Altenburg :	12	—	—
	6	<b>an Wechsel</b>				10	<b>von Waaren</b>			
		Für einen baar Hier verkauften Wechsel auf Amsterdam : · ·	1772	19	2		Für baar eingekauften Canaster und Tabak :	215	—	—
	12	<b>an Waaren</b>				11	<b>von Wechseln</b>			
		Für baar verkaufte Waaren : ·	160	22	6		Für Einkauf eines Wechsels auf Paris	547	13	—
						13	<b>von Speditions=</b>			



			10063	16	8
Febr	1	<b>an Cassenbestand:</b>	2202	12	8

		zahlten : 135. —.	432	8	—
31		<b>an Cassenbestand :</b>	2202	12	8
			10063	16	8

## VI 結 語

当論文では、現金仕訳帳の作成に至るまでの諸事項をシーベの論文に従って論じてきた。シーベでは、仕訳帳と日記帳が結合しているのに特徴がある。さらに加えて、多くの論文では、現金の出資による資本金の形成から取引を開始しているのに対して、継続事業を想定して、開始財産目録についても開始仕訳を通して勘定へ振り替えている。その後、取引に従って、勘定へ振替えられている。現金帳は、特殊で、仕訳帳の機能を持たせている。仕訳帳では、従って、現金取引以外の項目が仕訳されている。仕訳後については、引き続き、後の論文に委ねることとする。

### 拙 稿

松尾憲橘・百瀬房徳訳（1985）「貸借対照法の論理」森山書店（クノー・バルト著）。

百瀬房徳（1998）「貸借対照表法の生成史—プロイセン一般国法の形成過程—」森山書店。

- （2002）「体系複式簿記」（初版）森山書店。
- （2009）「体系複式簿記」（改定版）、森山書店。
- （1983）「プロシア一般国法の会計規定の起草者」『獨協大学経済学研究』第32号。
- （1987）「プロシア一般国法における計算規定の形成」『獨協大学経済学研究』第22号。
- （1989）「プロシア一般国法における商人の法の位置付け」、『獨協大学経済学研究』第53号。
- （1993）「プロシア一般国法における商業帳簿」『獨協経済』第60号。
- （1996）「プロシア一般国法における評価

問題」『獨協経済』第62号。

- （1996）「ストリッカーの簿記」『獨協経済』第63号。
- （1997）「ルドヴィシの簿記」『獨協経済』第65号。
- （1997）「サヴァリイよりルドヴィシに伝えられた二つの財産目録」『獨協経済』第66号。
- （1997）「プロシア一般国法の会計規定の生成過程」『会計史』（会計史年報）。
- （1998）「18世紀におけるドイツ会計の生成とその背景」『獨協経済』第67号。
- （1998）「マーゲルセンの簿記」『獨協経済』第64号。
- （2001）「マーゲルセンにおける損益勘定」『獨協経済』第74号。
- （2001）「財産目録の位置付け」『会計』森山書店。
- （2004）「会計制度創始期における評価」『獨協経済』第78号。
- （2007）「ロイヒスと彼の著作」『獨協経済』第84号。
- （2008）「総記法の歴史的意義」『会計学の諸相』白桃書房。
- （2008）「ロイヒスにおける決算手続」『会計総合研究』会報。
- （2009）「ロイヒスにおける複式簿記」『獨協経済』第86号。
- （2014）「ロイヒスにおける単式簿記」『経営論集』第61巻第1号、明治大学経営学部。
- （2014）「ドイツにおけるジョーンズの簿記とその評価」『獨協経済』第88号。
- （2015）「ワーグナーの複式簿記」『獨協経済』第97号。

- (2016)「ゲアハルトの簿記の基礎」『獨協経済』第98号.
- (2017)「ゲアハルトの簿記の実践」『獨協経済』第100号.
- (2017)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(1)」『獨協経済』第101号.
- (2018)「ゲアハルトの簿記の制度への対応(2)」『獨協経済』第102号.
- (2018)「ヒングステッドの単式簿記およびイギリス式簿記の検討」『獨協経済』第103号.
- (2019)「ヒングステッドの複式簿記」『獨協経済』第104号.
- (2019)「ヒングステッドの複式簿記の事例」『獨協経済』第105号.
- (2020)「ブーゼの基礎となる財産目録」『獨協経済』第106号.
- (2020)「ブーゼの決算処理およびその関連事項」『獨協経済』第107号.
- (2020)「ブーゼの複式記入と勘定」『獨協経済』第108号.
- (2021)「帳簿在高と実際在高」『獨協経済』第109号.
- (2021)「ブーゼによるジョーンズの簿記の解説」『獨協経済』第110号.
- (2021)「ブーゼによるマイスナーの簿記の解説」『獨協経済』第111号.
- (2022)「マイスナーの簿記の基礎 —イタリヤ式簿記—」『獨協経済』第112号.
- (2022)「マイスナーの諸勘定とそれに基づく決算 —イタリヤ式とイギリス式による—」『獨協経済』第113号.
- (2022)「マイスナーのドイツ式簿記」『獨協経済』第114号.
- (2023)「マイスナーによるプロイセン一般国法の理解」『獨協経済』第115号.
- (2023)「シーベの商学大辞典による簿記(英国法)」『獨協経済』第116号.